



2012年9月25日

各位

会社名 マックスバリュ中部株式会社
代表者名 代表取締役社長 正木 雄三
(コード番号：8171 名証第二部)
問合せ先 取締役総合企画部長 小泉 寛
(TEL 0598-51-3128)

マックスバリュ中部株式会社とマックスバリュ中京株式会社の合併契約締結に関するお知らせ

マックスバリュ中部株式会社(以下「マックスバリュ中部」といいます。)とマックスバリュ中京株式会社(以下「マックスバリュ中京」といいます。)は、2012年9月25日開催の両社取締役会において、マックスバリュ中部を存続会社とする合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本合併の目的

マックスバリュ中部は、三重県を中心に、愛知県、岐阜県及び滋賀県において、「マックスバリュ」、「ザ・ビッグ エクスプレス」、「バリューセンター」、「ミセススマート」の屋号で食品スーパーマーケット(以下「SM」といいます。)を89店舗展開しております。マックスバリュ中部は、農産・畜産・デリカを中核部門に位置づけ、地元特産の「松阪牛」をはじめとした地域商品を積極的に取り扱っております。

マックスバリュ中京は、イオン株式会社(以下「イオン」といいます。)の子会社として2009年12月に会社を設立し、愛知県及び岐阜県において、「マックスバリュ」、「マックスバリュ グランド」、「マックスバリュ エクスプレス」の屋号で、都市部のお客さまのニーズに対応したSMを10店舗展開しております。

両社は、イオングループの「お客さま第一」の理念を共有しながら、同一エリアにおいて、SMを展開しています。昨今、SMを取り巻く環境は、コンビニエンスストアやドラッグストアなど業種・業態を越え熾烈な競争下にあります。こうした中、継続的に成長を遂げるためには、同じ中部エリアを地盤とする両社が経営統合し、それぞれの企業が有する強みを融合することが最善であると判断いたしました。本合併により、重複する本社組織・機能のスリム化、物流体制・商品調達の一元化などシナジー効果を創出し、経営効率をさらに高め成長を加速してまいります。

新生マックスバリュ中部は、「お客さまのお役に立つ」ことを全従業員の使命とし、三重県、愛知県、岐阜県及び滋賀県において事業基盤を強固なものとし、更なる成長を実現し、SM業界におけるリーディングカンパニーを目指してまいります。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

取締役会決議日	2012年9月25日
契約締結日	2012年9月25日
臨時株主総会開催日	両社 2012年11月下旬(予定)
合併予定日(効力発生日)	2013年3月1日

(2) 本合併の方式

マックスバリュ中部を存続会社とする吸収合併方式で、マックスバリュ中京は解散いたします。なお、本合併は、2012年11月下旬開催予定のマックスバリュ中部およびマックスバリュ中京の臨時株主総会において本合併契約の承認を受けた上で行う予定です。

(3) 本合併に係る割当ての内容

	マックスバリュ中部 (吸収合併存続会社)	マックスバリュ中京 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当ての内容	普通株式 1	普通株式 778.0
本合併により交付する 株式数	普通株式：6,224,000株（予定） (マックスバリュ中部は、その保有する自己株式を本合併による株式の割当てに充当いたしません。)	

(注) マックスバリュ中京の株式1株に対して、マックスバリュ中部の株式778.0株を割当て交付します。

(4) 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 本合併に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

マックスバリュ中部は、本合併の合併比率（以下「本合併比率」といいます。）の公正性を担保し、妥当性を期すための手続きの一環として、独立した第三者算定機関として株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を選定し、合併比率の算定を依頼いたしました。

マックスバリュ中部は、本合併契約の締結承認の取締役会に先立ち、以下の算定結果を内容とする報告書をAGSコンサルティングより受領しております。

AGSコンサルティングは、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第二部に上場しているマックスバリュ中部の株式について、市場株価法、類似公開企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定し、マックスバリュ中京の株式については、同社が非上場会社であり、市場株価が存在しないため、類似公開企業比較法及びDCF法を用いて算定を行いました。

マックスバリュ中部の株式1株あたり株式価値を1とした場合の各手法の算定レンジは以下のとおりとなります。

算定手法		合併比率の算定レンジ
マックスバリュ中部	マックスバリュ中京	
市場株価法	類似公開企業比較法	831.90～1,231.15
類似公開企業比較法		809.64～1,328.43
DCF法		536.94～961.95

なお、市場株価法については、マックスバリュ中部の普通株式は名古屋証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから、2012年9月14日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間における終値平均株価を採用しております。

AGSコンサルティングは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、両社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。AGSコンサルティングは、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる両社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成されております。

一方、マックスバリュ中京は、本合併の合併比率の公正性を担保し、妥当性を期すための手続きの一環として、独立した第三者算定機関として山田&パートナーズコンサルティング株式会社（以下「山田&パートナーズコンサルティング」といいます。）を選定し、合併比率の算定を依頼いたしました。

マックスバリュ中京は、本合併契約の締結承認の取締役会に先立ち、以下の算定結果を内容とする報告書を山田&パートナーズコンサルティングより受領しております。

山田&パートナーズコンサルティングは、名古屋証券取引所市場第二部に上場しているマックスバリュ中部の株式について、市場株価法、類似公開企業比較法及びDCF法を用いて算定し、マックスバリュ中京の株式については、同社が非上場会社であり、市場株価が存在しないため、類似公開企業比較法及びDCF法を用いて算定を行いました。

マックスバリュ中部の株式1株あたり株式価値を1とした場合の各手法の算定レンジは以下のとおりとなります。

算定手法		合併比率の算定レンジ
マックスバリュ中部	マックスバリュ中京	
市場株価法	類似公開企業比較法	715.15～903.87
類似公開企業比較法		491.78～734.22
DCF法		479.91～716.78

山田&パートナーズコンサルティングは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、両社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。山田&パートナーズコンサルティングは、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる両社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成されております。

（２）算定の経緯

上記記載のとおり、マックスバリュ中部はAGSコンサルティングに、他方マックスバリュ中京は山田&パートナーズコンサルティングに、本合併比率の算定を依頼し、これらの第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社は本合併比率について慎重に協議を重ねた結果、2012年9月25日付にて、最終的に前記2.（３）の合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

なお、合併比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

A G S コンサルティング並びに山田&パートナーズコンサルティングは、マックスバリュ中部及びマックスバリュ中京の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 本合併後の当社株式の取引

マックスバリュ中部は本合併における存続会社であることから、マックスバリュ中部の普通株式は、本合併の効力発生日以降も引き続き名古屋証券取引所市場第二部に上場され、同取引所において取引を行うことが可能です。

(5) 公正性を担保するための措置

本合併は、イオンの子会社間における吸収合併であることから、マックスバリュ中部は、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、第三者算定機関であるA G S コンサルティングに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてマックスバリュ中京との間で交渉・協議を行い、前記2. (3)記載の合意した合併比率により本合併を行なうことを、本日開催の取締役会で決議しました。

一方、マックスバリュ中京は、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、本合併の実施にあたり、第三者算定機関である山田&パートナーズコンサルティングに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてマックスバリュ中部との間で交渉・協議を行い、前記2. (3)記載の合意した合併比率により本合併を行うことを、本日開催の取締役会で決議しました。

なお、マックスバリュ中部及びマックスバリュ中京は、各第三者算定機関から、合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の取得はしておりません。

(6) 利益相反を回避するための措置

イオンはマックスバリュ中部の発行済株式総数の58.47%を保有しており、またマックスバリュ中京の全発行済株式を保有しております。イオンとマックスバリュ中部並びにマックスバリュ中京における利益相反を回避するため、マックスバリュ中部はA G S コンサルティングからの合併比率算定書を踏まえ、本日開催の取締役会において、本合併に関する諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、本合併はマックスバリュ中部の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本合併の諸条件は妥当であると判断し、本合併契約を締結する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議いたしました。なお、イオンの執行役である取締役の内山一美氏は、特別利害関係人として本合併に関する決議には参加しておりません。また、かかる審議に参加した監査役はいずれも、マックスバリュ中部の取締役会が本合併契約を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

一方、マックスバリュ中京の取締役会における本合併の決定にあたっては、イオンの従業員である監査役の平松弘基氏は、潜在的な利益相反を回避する観点から、本合併に関する議案の審議を行う取締役会に出席せず審議に参加しておりません。

なお、両社の取締役を兼務しますマックスバリュ中部の代表取締役の中西進氏、マックスバリュ中京の代表取締役の山崎浩史氏は、特別利害関係人として本合併に関する決議にはどちらとも参加しておりません。

以上のことから、マックスバリュ中部及びマックスバリュ中京の取締役会は、本合併に関する利益相反を回避するための措置を十分に講じているものと判断しています。

4. 本合併の当事会社の概要

	吸収合併存続会社 (2012年1月31日現在)	吸収合併消滅会社 (2012年2月20日現在)
(1) 名 称	マックスバリュ中部株式会社	マックスバリュ中京株式会社
(2) 所 在 地	三重県松阪市大町 185 番地の 1	愛知県名古屋市中村区 名駅五丁目 25 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 正木 雄三	代表取締役社長 山崎 浩史
(4) 事 業 内 容	食品スーパーマーケット事業	食品スーパーマーケット事業
(5) 資 本 金	38 億 50 百万円	1 億円
(6) 設 立 年 月 日	1973 年 8 月 21 日	2009 年 12 月 4 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 25,510,623 株	普通株式 8,000 株
(8) 決 算 期	2 月末日 ※2012 年 4 月 19 日開催の定時株主総会で、決算期の末日を 1 月 31 日から 2 月末日に変更しております。	2 月末日 ※2012 年 5 月 14 日開催の定時株主総会で、決算期の末日を 2 月 20 日から 2 月末日に変更しております。
(9) 従 業 員 数	941 人 (外、パートタイマー換算人員 3,463 人)	202 人 (外、パートタイマー換算人員 1,105 人)
(10) 主 要 取 引 先	三菱食品(株) イオントップバリュ(株) イオン商品調達(株) 伊藤忠食品(株)	イオントップバリュ(株) イオン商品調達(株)
(11) 主 要 取 引 銀 行	(株)百五銀行 (株)三重銀行 (株)第三銀行	(株)みずほコーポレート銀行 (株)イオン銀行
(12) 大株主及び持株比率 (2012 年 1 月 31 日現在)	イオン(株) 58.47% (株)ウメト 4.85% (株)百五銀行 2.60% (株)第三銀行 2.48% 三菱食品(株) 2.31% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4) 1.51% 竹 内 晶 子 1.41% 中 西 久 雄 1.25% マックスバリュ中部従業員持株会 1.21% マックスバリュ中部取引先持株会 1.10%	イオン(株) 100.0%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係		
資 本 関 係	マックスバリュ中部とマックスバリュ中京との間には、記載すべき資本関係はありません。	
人 的 関 係	マックスバリュ中部とマックスバリュ中京の間には、役員の兼務があります。なお、マックスバリュ中部より従業員 1 名がマックスバリュ中京に出向しております。(2012 年 9 月 25 日現在)	
取 引 関 係	マックスバリュ中部とマックスバリュ中京との間には、記載すべき取引関係はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	マックスバリュ中京は、マックスバリュ中部の親会社であるイオンの完全子会社であり、関連当事者に該当いたします。	

(14) 最近３年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円 特記しているものを除く)						
決算期	マックスバリュ中部(連結)			マックスバリュ中京(個別)		
	2010 年 1 月期	2011 年 1 月期	2012 年 1 月期	2010 年 2 月期	2011 年 2 月期	2012 年 2 月期
純 資 産	13,716	13,943	13,555	20	1,609	1,763
総 資 産	40,715	39,126	40,055	20	5,965	5,531
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	537.66	546.65	530.95	0	201,068	220,433
売 上 高	114,039	115,500	119,394	-	30,190	29,289
営 業 利 益	1,983	2,159	1,823	△1	1,400	1,311
経 常 利 益	2,018	2,294	1,910	△1	1,391	1,311
当 期 純 利 益	414	447	△115	△1	693	259
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	16.27	17.61	△4.52	-	86,641	32,364
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	10.00	10.00	10.00	-	13,000	13,000

(注) マックスバリュ中京は連結財務諸表非作成会社であります。

5. 当該合併後の状況

	吸収合併存続会社
(1) 名 称	マックスバリュ中部株式会社
(2) 所 在 地	愛知県名古屋市 (予定)
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 正木 雄三 (予定)
(4) 事 業 内 容	食品スーパーマーケット事業
(5) 資 本 金	39億50百万円
(6) 決 算 期	2月末日
(7) 純 資 産	未定 (現時点では確定していません)
(8) 総 資 産	未定 (現時点では確定していません)

(注) 2012年11月下旬開催予定の臨時株主総会での決議をもって、本店所在地を愛知県名古屋市に移転する予定です。

6. 会計処理の概要

企業結合に関する会計基準上、共通支配下の取引に該当いたしますので、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第247項に基づき会計処理を実施いたします。このため、「のれん」は発生しない見込みです。

7. 今後の見通し

本合併により、来期以降、両社の展開エリアにおける事業基盤の拡充、物流体制の合理化、本社機能の統一など収益の向上及びコスト削減が見込まれますが、今期業績への影響は軽微であります。なお、今後両社にて合併準備委員会を設置し、具体的検討を行ってまいります。今後の見通しにつきましては、公表すべき事項が生じた場合には、明らかになり次第お知らせいたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本合併は、イオンを共通の親会社とするマックスバリュ中京との合併であり、イオンによる支配株主との取引等に該当します。マックスバリュ中部が、2012年4月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。本取引は当該指針に適合していると判断しております。

「当社の親会社はイオン株式会社であり、親会社及びグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引がグループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉のうえ決定しております。

親会社及びグループ企業と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。」

具体的には、マックスバリュ中部は、前記3.（5）に記載のとおり、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる算定結果を参考として、マックスバリュ中京との間で交渉・協議を行い、本合併比率を決定しています。また、前記3.（6）に記載のとおり、意思決定の公正性及び中立性を保つための措置を講じた上で、本合併を決定しております。このように、マックスバリュ中部は、イオンから独立した立場において、少数株主に不利益とならないよう本合併比率を決定し、株主全体の利益の最大化を図っていることから、かかる対応は上記指針の趣旨に適合するものと考えております。

また、マックスバリュ中部は本合併の実施が少数株主にとって不利益でないことに関する意見として、2012年9月24日付で、マックスバリュ中部の支配株主と利害関係を有しないアイ・パートナーズ法律事務所より、以下の内容の意見書を入手しております。

当該意見書では、1. 本合併は、マックスバリュ中京との間で経営資源を統合するとともに、それぞれが有する強みを融合し、重複する本社組織・機能をスリム化し、物流統制・商品調達を一元化する等して、経営効率を高めることを目的としており、熾烈な競争環境の中で、継続的な成長を目指すための必要性が認められ、企業価値を中長期的に高めるという合理性が認められる。2. 本合併の合併比率の算定について、マックスバリュ中部は、第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる合併比率の算定結果を参考として決定しているが、当該報告書の内容につき、算定結果の合理性が認められる。3. マックスバリュ中京はイオンの100%子会社であることから、マックスバリュ中部は、利益相反を回避するため、本合併条件の妥当性について会議等で慎重に検討した上で、両社の特別利害関係人である取締役は、本合併に関するいずれの取締役会決議にも参加せず、支配株主との利益相反取引を回避するための適正な手続きがとられる予定である。以上のことから、本合併の目的には合理性が認められ、本合併比率の公正性についても問題がなく、本合併契約締結の決定手続きについても、マックスバリュ中部とマックスバリュ中京及びイオンとの間で生ずる利益相反取引を回避する措置が取られていることから、本合併の実施は少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の結論が述べられております。

以 上

（参考）当期連結業績予想及び前期連結実績

マックスバリュ中部（2012年3月14日公表分）

（単位：百万円）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (2013年2月期)	136,000	2,400	2,400	680
前期連結実績 (2012年1月期)	122,338	1,823	1,910	△115

（注）2013年2月期は、決算期変更により13ヶ月決算となります。